

令和元年第6回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年6月28日(金)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	5番	小泉光敏	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員	17番	砂塚功	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員(2名)

4番	小松勝恵	委員	18番	北野唯道	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木實	委員	邊見敏文	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	鈴木滋夫	委員
穂積正	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

鈴木信秋	委員	篠宮四郎	委員
------	----	------	----

大 戸 文 治 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之
東分室長	飛知和利彦		

◎開 会

事務局長 皆様、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今年は雨が多い本格的な梅雨となっております。気温が暑くなったり肌寒くなったりと寒暖差が大きく、農作物管理にはご苦労されているのかなというふうに思っております。

さて、会議に先立ちまして先月もお伝えしておりますが禁煙のお知らせです。いよいよ来週7月1日から市役所敷地内が全面禁煙となります。建物の内外を問わず駐車した車内も禁煙となり、加熱式のたばこも同様となりますので、ご了解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきまして一部変更がございます。農地法第3条その2、その3について、本日付で申請人より申請取り下げの申し出がありました。本日も審議いただく議案は、農地法第3条関係が1件、農地法第5条関係が10件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が10件、合わせて21件をご審議いただきます。

また、先月総会で継続審議となりました白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてをご審議いただきます。農業委員会等に関する法律により、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員活動の整合性を確保するため、指針を定めることとされており、指針では担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の数値目標を定めるとともに、目標達成に向けた具体的な推進方法を定め、従来の白河市の単年度型の指針から中長期的な目標を定める指針へとバージョンアップを図るものです。どうぞよろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、第6回の総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は21件プラス1件ということで案件を審議させていただきます。よろしく願いします。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、総会に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、小泉光敏委員、6番、橋本賢一委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。

4番、小松勝恵委員、18番、北野唯道委員、篠宮四郎推進委員、鈴木信秋推進委員、大戸文治推進委員の5名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和元年6月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(三浦主事) それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

今回の申請について、6月23日に富永委員と一緒に現地調査を行いました。その際に譲渡人の息子さん、それから譲受人にお立ち会いいただいて話を聞きました。申請内容については問題ないということで、特に問題はないということを確認しました。ご審議をよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年6月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当の梨本です。

今回の申請について、6月23日に富永委員と現地調査を行いました。そして設定人、被設定人にお会いしてお話を伺いました。この申請の内容について間違いはないということで、また今回の転用での周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、10ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の推進委員の十文字でございます。

今回の申請について、去る24日、地元の小泉委員が用事のため、山本委員に来ていただいて現地調査を行いました。また譲受人には6月24日にお会いし、譲渡人は遠いので電話で確認しております。申請の内容について確認しましたが間違いはないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、15ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月23日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人に来ていただき、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、20ページをごらんください。

【その4朗読】

以上のことから、公共施設便益区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区の担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月23日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人に来てもらい、申請内容について確認しました。そのほかの申請内容について間違いのない

とのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われ
ます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、25ページをござらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまひますので、審議のほど、よろしくお願ひ
いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当推進委員の十文字です。

今回の申請について、去る6月25日に小泉委員と現地調査を行いました。また譲渡人、譲
受人にもお会いし、申請内容について確認いたしました。申請内容について問題ないとのこ
とでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまひます。皆
様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、30ページをござらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いた
します。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまひますので、審議のほど、よろしくお願ひ

たします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月23日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人に来てもらい、譲受人は事情により来られなかったので電話で確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、35ページをござらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定「一時転用事業」が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 14番の齋藤です。

この件について説明いたします。今月の17日に私と鈴木信秋委員と設定人、被設定人の立ち会いで現地調査をいたしました。双方ともに申請書どおり間違いのないということです。この転用に伴う農地への影響はないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、40ページをごらんください。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当の高橋です。

今回の申請について、去る6月20日に早津委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認いたしました。そこでも申請内容について間違いのないことでした。申請地に隣接する譲渡人所有の農地は南側で日照に支障なく、排水に関しても今回の転用について周辺地域への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その9を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、45ページをごらんください。

【その9朗読】

以上のことから、公共施設便益区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区推進委員の穂積です。

今回の申請について、去る6月17日、深谷委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないとの

ことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その10を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、50ページを。ごらんください。

【その10朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地に該当いたします。

農用地区域内農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。す。ので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る17日、塩田委員と現地調査を行いました。設定人は電話で確認をとっています。被設定人に現地においでいただきまして申請内容を確認しました。この申請による周辺の農地への影響はないと思われま。す。ので、皆様の審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その10について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

55ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年6月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第10号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第10号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) 60ページをごらんください。

それでは朗読いたします。

議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。農業委員会等に関する法律第7条の規定により審議するものとする。令和元年6月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) 本議案でございますが、遊休農地発生防止などのために実施している農地利用状況調査について、今年度の実施計画を立案する前に指針を定めておく必要があるため、期間の制約がまずございます。

先月の総会に提案しましたところ、持ち帰り検討したいとの各委員各位のご意見もあり、会長がお諮りし、各自検討する期間を設け、今月総会で審議することに決定しておりました継続の案件でございます。詳細につきましては、前回ご説明させていただいておりますので、今回は大枠で説明させていただきます。

根拠法令となる農業委員会等に関する法律第7条により、その区域内における農地等の利用最適化の推進に関する目標及び推進方法について指針を定めるように努めることとされ、県の農政担当局から指導等もあり、平成30年まで定めていた単年度型の白河市農業委員会の指針から委員改選を機に、現在、全国の農業委員会で採用されている標準的で中長期的な目標を立てた指針へと変更しようとするものでございます。その後、事務局より委員の皆様方にご検討いただく際の参考資料を送付し、ご意見や変更案を募り、その場合の取りまとめのため報告期限を6月26日水曜日までにご連絡をお願いしておりました。その結果、本日までにご意見、ご提案等はございませんでした。

以上でございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま事務局より説明がありました。意見集約の期限までに連絡がなかったとのことですが、おのおのご意見を持ったと思います。白河市農業委員会の新体制になって、はや3カ月を経過しておりますので、事務局の説明にもありましたが早急に計画を立てて活動していく必要があると考えます。

この際、多数決により採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、多数決により採決します。

お諮りします。

議案第4号に関しまして賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会 長 挙手全員のため、本件は原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、その他、事務局より報告事項がございます。

では、事務局をお願いします。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

1点目になりますが、お手元に市役所本庁舎の耐震補強等工事に伴う執務室の移転に関す

るチラシをお配りしております。主に産業部、建設部の移転先、移転先での業務開始日の案内となっております。

農業委員会は表郷庁舎2階に移転し、業務開始日がお盆明けの8月19日月曜日となります。8月の総会は、こちら、久田野のサンフレッシュ白河となりますが、小委員会は表郷での開催となります。関係委員さんはお間違えのないようご対応をよろしくお願いいたします。

2点目は、同じくお手元にタオル、軍手、ボールペン等の資材と全国農業新聞の購読申込書、購読推進用のパンフレットなどをお配りしております。農業委員会業務の一環として農業一般の情報の提供が定められており、各委員さんが普及推進の活動を行う際、ご利用いただきたいと存じます。

なお、農業委員、推進委員さんご自身が未購読の場合、率先してご購読くださいますようお願い申し上げます。申込書は事務局へご提出お願いいたします。

3点目になります。

本日の総会前に地区代表委員による親睦会役員会を開催し、親睦会の行事についてご協議いただきました。今後の予定でございますが、暑気払いを中止ということにさせていただきます。11月に福島市で開催されます県下農業委員大会終了後の本宮市のアサヒビール園で懇親会を開催し、来年1月の総会終了後に新年会を開催することでご決定いただきましたのでご報告を申し上げます。いずれも時期が近くなりましたらご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

4点目になります。

さきに郵送させていただきました活動記録簿のご記入、ご提出につきましては、提出までの期間が短い中、そしてお忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

この活動記録簿は、農業委員会が取り組む農地利用の最適化につながる委員各位の活動実績を集約し、4半期ごとに県農業会議へ報告するとともに、県農業会議より全国農業会議所へ報告されるものとなります。

今般、改正農地中間管理事業法により、人・農地プランの実質化に向けた農業委員会の役割が明確化され、農地の集積・集約化、農地所有者の意向確認、地域の話し合いに積極的に関与するなど、農業委員会の重点的な役割として法律で明確化されております。このような背景から委員各位の活動状況を把握したく、ご協力をお願いする次第です。

今後は、4半期ごとにご記入、ご提出をいただくこととなりますので重ねてお願い申し上

げます。まだ提出されていない場合には事務局に必ずご提出をお願い申し上げます。

5点目になります。

今月17日に県の白河合同庁舎で会議がございまして、その中で人・農地プランの実質化の推進（案）に関する研修がございました。国による説明では、今後2年間で全市町村・全集落単位のプランを作成し実質化をするよう求めるというものでございます。正式にこの後、農水省の局長名・課長名等で通知されるとのことでございます。

以上のことから、プランを担当する市の農政課より、この2年で全ての地区のプランを作成し実質化することは厳しいものがあることから、今後、人・農地プランの作成、実質化に係る説明会、地域の話し合いの場には、積極的に農業委員、推進委員さんに加わっていただき、お手伝い願いたい、ご協力を仰ぎたいとの話がございました。

今後におきましては、委員各位の担当地区で説明会、話し合いなどが予定される場合おつなぎ申し上げますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

最後に、次回総会は7月31日水曜日午後2時より、こちらサンフレッシュ白河で開催いたします。

連絡事項は以上になります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 それでは、これで本日の総会を終了いたします。

これもちまして、令和元年第6回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後 3時09分）